

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成24年10月31日（水） 14:00～16:30
 2. 場所 コラボしが21 中会議室 1
 3. 議題 （仮称）南草津プリムタウン土地区画整理事業に係る環境影響評価実施計画書について
 4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、遊磨委員、浅見委員、鳥居委員、山崎委員、和田委員、奥村委員
 5. 内容 事業者から、前回審査会（平成24年3月28日開催）における各員からの指摘・質問事項に対する説明があり、実施計画書についての質疑応答を実施した。その後、実施計画書に対する審査会の意見（案）についての審議を行った。
-

議事概要

【事業者から、第1回審査会における各委員からの指摘・質問に対する説明を実施】

（委員）今の説明を踏まえ、事業計画について、委員の皆さんから事業者への質問、意見がありましたらお願いします。

（委員）別図1 水象図にある水系はどうされるのですか。全部なくしてしまうのですか。

（事業者）将来、工事によって平均60cmぐらい盛土されていく状態になります。

JRのほうは大体地形が高く、そこから流入している箇所が何ポイントかあり、閉め切ることはできませんので、その系統は残したまま整備したいと考えています。

（委員）その系統を残すとは、どんな感じで残されるのですか。つまり開渠として残されるのか暗渠にするのかは、町の景観づくりに大変大きな問題で、先ほど、十禅寺川は土手の景観を大事にしてとおっしゃったのですが、まだ時期尚早かもしれません、イメージとして、せっかくある水系をどのように宅地の中に生かされるかのお考えだけでも聞かせていただければと思います。

（事業者）今、計画中ですが、宅地造成により道路が網羅されてきますので、道路に側溝を整備するかたちになっています。ふた付きの側溝ですが、何カ所かオープン、グレーチングで底が見えるようなかたちになっています。これは維持管理上の問題ですが、水路断面も耐えられるように計画して、図面の右から左のほうへ持っていく計画で今シミュレーションをしています。

（委員）農閑期は水が少ないかもしれませんが、農繁期にはそこそこ水が流れている、いい景観だと僕は思う。そういうものを失ってしまうことは非常に惜しいと思うのです。アセスの景観の部分で、そこはかなり大きく取り上げられるべき問題だろうと思います。

（委員）文化財のところで、「草津市教育委員会等の関係機関の指導を遵守します」とだけ、簡単にお

書きですが、前回のこの審査会で、対象地が水田が広く広がっている場所なので、特に埋蔵文化財等があちこちにあるだろうと意見があった。どう調査するか、もう少し何か具体的な対応が出てくるかなと思っていたのですが、何か補足されることありますか。あるといいなと思うのですが。

(事業者) 文化財ですが、前回もご説明させていただきましたが、全域試掘調査を終わっております。試掘調査で確認できたのが、24ha が文化財の包蔵地であるということです。そのうちの全部はできないので、まず公共施設となる道路。ここは平均盛土が 70 cm であり、道路は下水や水路を設置しますので、そこは調査が必要であるということで、実際には 15ha の本格調査を行うように予定しています。

それで、その 15ha の中には保留地が入っております。その保留地を今後調査していくかどうかを、今、草津市の文化財と協議をしております。道路面積だけですと約 6 万㎡になりますので、その部分は確実に本調査対象ということで、今現在協議をしています。

(委員) 関連して、本調査をやる過程で、埋蔵文化財が出た場合の対応はどういうことになるのでしょうか。確か、前回も関係したような話が出てなかったでしょうか。

(事業者) 現在、試掘の段階で柱の跡と昔の水路が出てきていますが、遺構面が非常に浅くて、ほとんどよい状態では残っていないというのが現状です。基本的には記録保存になると思います。余程の遺構が出てくると、協議をしなければいけないと思うのですが、今のところ全体的には記録保存を考えております。

(委員) 哺乳動物に関して、どういう調査される予定ですか。

(事業者) 目視の調査や、仕掛け、餌を置いてするような調査です。計画地内の中には遺跡のところには木が生えているぐらいで、あとは農地ですので、歩きながら目視で見っていくような状況でございます。(以前は) タヌキの親子みたいなものが確認されましたが、現在は確認されておられません。

(委員) 哺乳類(調査)を目視でやるというのは、ほとんど考えられないような方法だと思うのです。痕跡を探すとか、例えば自動撮影装置で写すとか。あとは、わなを掛ける。わなにしても、ネズミの仲間を対象にするとか、モグラにするとか。そして、中型動物について。このへんにはアライグマが出るだろうと思うのですが、将来、住宅にしたときに今一番問題なるのはアライグマです。住宅地にしたときの対策をこれから考えていかなければいけないと思うのです。そのような動物がいるのか、いないのかというのも、アセスの調査ではなくて宅地のメンテナンスという意味からも確認する必要があると思うのです。ですから、歩いてみますというだけでは、たぶん不十分な調査になると思います。

(事業者) 鳥獣捕獲につきましては、箱わなのシャーマントラップとモールトラップを現地に仕掛けておまして、もう既に調査しております。申し訳ありません。

(委員) いや、シャーマンでは中型以上は捕れません。ご存じですか、滋賀県は今、外来種バスターの組織があつて、ハクビシンだとかアライグマをたくさん捕っています。ですから、それらの確認をされたほうがいいだろうと思います。チョウセンイタチだとか、外来種がたくさん入っていますから。それは先ほど言いましたが、アセスの調査ではなくて、あとの宅地の管理という意味も含めて先にしっかりやっておくべきだと思います。

(事業者) 分かりました。目視と言ったのですが、足跡等の調査を実施します。すいません。

(委員) 添付 - 16 に透水面積の表があります。これは不透水面積が増えると、十禅寺川への流出が増えるというイメージなのでしょうか。

(事業者) はい。

(委員) だとすれば、宅地は約6割が不透水になるとおっしゃったのですが、現実にはもっと高いのではないですか。駐車場や、最近では緑地といっても人工緑地的な、不透水型に近いものを設置される方も少なからずおられます。

後で草津市の条例を紹介いただいたのですが、その中に、歩道計画みたいなものをどうするかというのがあって、歩道みたいなものを広く取ると、この道路面積というのはどうなるのか。それ含んでいるのかどうかということですね。また、その道路面積の中に透水面積があるのは何となく分かりにくいので、この3つをご説明願えますでしょうか。

(事業者) (透水面積の) 資料についてですが、これは一般的、平均的なものを基に概算で出した数値です。ですから、先生言われるように、若干数値的にこれより高いものも出てくる可能性はございます。ただ、現状が農地、水田ですので、実際に水田自体も水が上に乗った、張った状態かと考えます。これを滋賀県の雨水の排水計画の基準で見ますと、下の資料にまとめたように、コンマ1程度増えるのではないかと考えられます。

地下水については、計画地が平坦な丘陵地の部分ですので、地下水への影響という点を考えると、溪谷や谷筋とは違って、もっと広範囲の雨量によって構成されているのではないかと考えております。

歩道の面積は、大江霊仙寺線が含まれております。また区域内に9m道路がありますが、それは片側歩道になっておりまして、その面積も含んでおります。そして、この区域内での幹線道路、12m道路、これは両側歩道になりますので、その面積も全て含んでおります。

歩道につきましては、草津市の基準、また滋賀県の基準で透水性舗装となっておりますので、道路に降った雨が全て十禅寺川に流れるということはありません。

(委員) 念のためお伺いしますが、草津市の景観計画・景観条例ができて、特に歩道に面積を増やすというわけではないのですか。

(事業者) 基準に沿ったかたちです。

(委員) その表に、「河川・水路」に－(マイナス)が付いている。これはどういうふうを読むのですか。なくなるという意味ですか。

(事業者) はい、そうです。面積的に減少します。現在、5,231 m²計画前の面積があるのですが、計画によって、これが4,166.5 m²に減少するのでマイナスの数字を入れたのです。

(委員) 減るとするのは、暗渠にできてしまっていて減るといことなのですか。それとも、水路を統廃合して減らすことになるのですか。

(事業者) 今オープンになっていますが、それをふた付きの側溝に切り替えるかたちになりますので、その部分は雨が落ちてこないという前提になってしまうのです。その分が区分上は、道路用地として取り扱われるので、水路部分が面積が減ってしまうということです。

(委員) その水路、やはり気になって仕方がないのです。できるだけ水辺空間を表に出してほしいという思いがありますので。ただ、60 cm、70 cm盛土をされるという条件の中で、今現在、水路は30 cmぐらい低いところ、あるいは、もっと低いところを流れているわけですよね。そうすると90 cm、あるいは1 m以上深いところに水の道を作らないといけないということになりますよね。それをどういうようにされるのですか。やはりふたをするのですか。

(事業者) はい。

(委員) 何とかありませんか。

答えていただかなくて結構です。そういう意見が審査会でしつこく言われたということだけご記憶いただければ。

(委員) 比高、深さですが、現在の地表面から開渠の底というのは、それよりも40 cm、50 cm低いのではないかと思います。70 cm上がると、1 m以上になりますね。それは、開渠にすると安全面で問題が生じるという面もある。それも考慮してバランス取った計画が必要かと思いました。

(委員) 今の深さは変えないのですか。変えずにプラス60 cmの盛土をするのですか。

(事業者) 現場状態が60 cm、40 cmという高さで均一性がないのです。そうしますと、計画するときには、側溝の勾配が基本になってきます。要するに水路の底勾配。流速があまり速過ぎると開発の中で基準には適合しません等、いろいろ基準値がございますので、今先生の言われた意見を参考にしながら、開発基準の中に適合する側溝勾配であったり、水の速さ、流速等を考えながら対処していきたいと思っております。

(委員) ○○委員のご意見等をお聞きしていて、確かにこの水路を全部道路の横の側溝にしてしまうというのは、生態系の面からも、今この水路を利用している生物も結構いると思うので、せつかくの

財産が消えてしまうのではないかと感じています。

先ほど、エコを目指した住宅をとという説明もありましたが、前回〇〇委員から、都市計画全体の中で道路をどう見せていくのかという意見もあったと思います。歩道があって、そこに、水循環、親水とかたちでの小川などをつくっているという、そういう都市計画図は割と多く出ていますので、そういったものを参考にされてはいかがでしょうか。

この水路、これだけ縦に長く流れて十禅寺川につながっているのですから、それを生かして、道路からの汚濁負荷も緩衝しながら、いわゆる緑地緩衝帯のようなかたちで、この小川を有益的に使って十禅寺川に流すというそういった計画というのも、無理かもしれないのですが考えていただければ、ここの住宅開発として、一つエコというもののさらに一歩進んだ生態系という点で、自然との触れ合いといったものが打ち出せるのではないかと感じています。

流下能力については、十禅寺川にほとんど流れるからということで計算されていると思うのですが、すぐに降った雨を流すということよりも、水田はいわゆる水源涵養の能力を結構農水の方々はおっしゃるわけで、昔の「降った雨をすぐに流す。だから、汚濁したものはすぐに流す、川に流してしまえばいい」というのではなくて、「一たんそこで涵養することによって、沈降作用や何らかの自然の浄化能力を受けてゆっくりと流す」というスタンスに変わってきているので、そういった視点で農地が住宅に改変するときの大きな水理現象を考えて設計、計画をつくっていただければと思います。

(委員) 今の意見に関連してですが、〇〇委員が言われるのは、水路の脇の雑草なんですよ。宅地ができれば水路の周りはコンクリートで固められてしまう、そういう設計ですね。〇〇委員は、暗渠でもいいから、できればその脇の何十cmかは、畦道を造って残しておいてくれというような話だと思うのです。それは可能かどうかということ。もう一つ、宅地の中の公園の林。例えば、林の中に小さな池を造って、中にアシを持ってくるだとか、そういう人工的なことをやってもらうことは可能ですか。検討していただけないでしょうか。先ほどの意見と全く同じなのですが、その分の面積がなくなると収益が下がるかもしれないけれども、たぶん、宣伝効果にはなるのではないかと思います。

(委員) 今の意見に関連して、植物の調査のところで、非常に細かくタイプ分けしていただきました。通常、アセスメントのときに、これほど細かくしていただくことはないのです。これは調査のために調査していただいたというより、今のようなお話があったときに、例えば水路脇にどのような畦、あるいは草地を再現するというときに非常に重要な参考資料になると思っています。

例えば、路傍の畦畔雑草群落で、草刈り頻度が高いところにはタンポポが多いとか、春になったらスズメノエンドウやカラスノエンドウができて、ピーピー豆がなるだとか、あるいは、チョウの食草、チョウの幼虫が食べる草が生えていて、アゲハチョウがやってくる、モンシロチョウがやってくるといったようなものがある、と具体的に調査結果を見て考えられて、子どもたちが遊べる植物がこんなにいる、バッタもすめそうな草地があるのだから、こうしようかとかたちで、判断材料に使っていただければということ細かく区分していただきました。

この中から草原の創出に使える様々な情報が得られると思いますし、逆に、このように管理区分を細かくしてくださっていますので、多様な雑草が入っている草地を維持しようと思うと、刈り取りの頻度がこのぐらい要る、随分維持管理大変だといった判断材料にもなります。ぜひ活用なさってください。

(委員) ぜひ活用してください。

(委員) 鳥類の調査で、前回「春から夏の繁殖期」と提案させていただいて、追加された表で6月中旬となっているのです。今のことにも関係するのですが、このへんの環境だとオオヨシキリや、セッカといった鳥が繁殖していますので、そうすると、もう6月中旬では巣立ちが終わっていて、記録がしにくい。

だから、このへんの環境で繁殖する鳥類相ということになれば、やはり4月から5月にすべきですし、それが今の植生と関連させて、この場所の評価につながっていくと思いますので、6月中旬ではなくて4月から5月というふうに訂正をして調整していただきたいと思います。

(事業者) はい。

(委員) 動植物調査位置図を見せていただくと、例えば、水生生物は十禅寺川と下の池のところに印が打ってあって、他はないです。ぜひしていただきたいのは、現在の畦や水路にどんな生き物がいて、すみ場所がどういうふうになくなっていくのかをしっかりと記録いただきたいということです。植物は(調査の)ラインがあるので、このラインでいいのかどうか、僕にはよく分からないのですが、一応それなりの距離が取ってある。水生動物という表現になっていますけれども、水生植物も含めて、現在の水田域での調査をしっかりといただいて、こういうものはなくなりますということを、はっきりと認識していただきたいと思います。

(事業者) はい。

(委員) 伝承文化です。治田神社の御旅所は、この事業区域の中に入ってきたと思うのですが、区域5の5号公園でしたか、それとも4号公園かどこかに。

(事業者) 公民館の北側に小さい公園があると思います。それが御旅所になります。

(委員) 今は農地の中に御旅所があるというふうになっているのですが、将来的には、ここに書いてありますように宅地になる可能性もあるということです。

(事業者) 御旅所はそのまま残します。

(委員) ここに住宅ができた場合に、新しい方がたくさんここに入ってこられて、よく町の判断として、治田神社の祭礼に入るか、入らないかというのはどこでもありまして、もう全然入られない場合と、ここの周辺の近隣の村と一緒にやられる場合というのが、町ができたときの選択であると思うのです。

それはどうされるか分からないのですが、例えば、ここに御旅所があって、新しくできるその町の方が入られない場合、ここまで来ることがなくなる気がしないでもないと思います。だから、先ほど、

公園の中に、いろいろ森を造る、池を造るとおっしゃっておられましたけれども、御旅所の祠がポンとあるだけでは、もうきっと来られなくなるような気がするのです。

できれば今のかたち、全体的なあのあたりの空気感を残しつつ公園になればいいと、感想ですが、思いました。

それと、これは事業者さんに関係ないかもしれませんが、ここでいただいた、この審査会の資料の中で草津市が出しておられる市長意見ですが、ここで字が大分間違っ、気になりましたので、付け加えさせていただきます。資料4の草津市長の意見のところで、草-1のところで、草津市が正として出しておかれるところが、「県指定無形民俗文化財」などの「ぞく」が3つほど間違っております。

(委員) 交通関係です。交通量調査を1号線の狼川と南田山の交差点でされるということ。その交差点自体は問題ないと思うのですが、この予定地からJRを越えるところは、1号線に向かってどこでも非常に細いです。南田山に行くにしても、狼川を上っていくにしても道が非常に狭い。そこはネックにならないのでしょうか。つまり交通量調査を、そういう細い半生活道路のところに使うというときにどう考えられるのかと非常に気になったのです。

(事業者) 今ご指摘があったように非常に細くて、その部分がやはり交通の妨げになっているように見られます。狼川のところは用地的に確保されて、交差点部分は拡大されております。しかし、その東側の南田山の交差点は細いまま曲がりくねったまま来ておまして、その交差点の信号も変則的な信号になっております。狼川のところの交差点につきましては、下から来た車に感知する感應式の信号になっております。

その交差点で調査することによって、今ご指摘があったボトルネックの部分に非常に近い部分ですので、その影響も出るかと思うのです。JR下をくぐる部分が細いのですが、その先の交差点を調査することによって、東西南北の道路接続、来る車が右折するか直進するか、それを道路ごとに全部見ますので、その1つの中に、そのネックの部分の影響が出ると思っています。

(委員) JRの下は大型車両はくぐれますか。

(事業者) 手前で、行く車が少し減速して広い部分で待っている感がございます。通れるのは十分通れます。JRの下は、大型車が通れる幅員は確保できています。高さも4.5mか4.7mか、道路の基準に合っております。

(委員) 戸数は何戸ぐらい増えるのですか。

(事業者) 約1,000戸です。

(委員) 1軒に2台あったとして、2,000台ぐらいになる。

(事業者) 統計的に言いますと、1.5台ぐらいの保有台数なので、1,500台ぐらいの保有台数になろうとはじております。

(委員) トンネルの下をくぐる道は、市道ですか。事業者で何らかの対応が可能な道路なのですか。

(事業者) 草津市道です。事業者のほうでは対応は難しいかと。

(委員) 市道の拡幅計画はないのでしょうか。

(事業者) 南田山のほうは市で改修計画があるのですが、用地の問題や、建物が立っている等いろいろあり、計画はされているがなかなか実行できない状態とお聞きしております。

(委員) 水質について、今回別図.1 水象図を出していただいたので、ようやくどういった放流になるかというのが非常に明確になりました。水質の調査を、前回は平水時に5地点ということで挙げられているところについてはやはり変わらないわけですか。

というのは、この流域が4区分、大きくは3つの流域に分かれていて、それが十禅寺川に出ていくかたちになっているのですが、前回は指摘させていただきましたように、結構下流のほうでポイントをたくさん取っているのですね。その意味がよく分からなかったのも、そのときにはあまり強くは申し上げてはいなかったのですが、この下流のほうは、毎月滋賀県さんが定期調査で測られている箇所があると思いますので、そこを今回の平水時、各季節計4回測る意味があるのかどうか。

それであれば、県が取られているデータとほぼ同じときに、もうすこしこの3流域に対しての十禅寺川に出ていくところでのポイントを増やして、それらが改変されたときにどのように流況に影響するかというほうに調査のポイントの重きを置いたほうがいいのではないか思っているのですが、そのあたりはどうでしょうか。

(事業者) 十禅寺川に出る先につきましては、(別図.1 の) 赤丸のところ、降雨調査のときに出ている水を調査しようと考えております。

この先につきましては、十禅寺川自体がすごく水量が少ないものですから、先に行かないと希釈が十分ではないと考えて、先のほうの点を設けたような次第です。

(委員) ということは、今回の調査手法の中の調査内容というのが若干変わるということになりますか。

(事業者) はい。降雨のときに、十禅寺川に落ちていく水の濁り等について調査しようと思っております。

(委員) この排水先はかなりの数がありますが、全てですか。

(事業者) 全て降雨調査のときです。日ごろは管が抜いてあるだけで、あまり水が見えないのです。降雨調査のときに、それの中で水が出ているものについて調べようと考えております。

(委員) ということは、各季1回計4回というのは地点数が減るということと、それから、降雨時のときの地点数が増えるという調査は変更されるということになりますか。

(事業者) 平水時のときは変更せずにそのまま調査を今の地点でしようと思っております。今ご説明したように、十禅寺川自体が上流で越流した水が流れてくるので、非常に水が少ないものですから。計画地の水が全部出ていくのが別図の左側の一番端の赤丸のところ、このへんから、下流何点か設定をしております、それはそのまま調査させていただいて、降雨調査のときに、今赤丸の中で水が出ている場所について、その出ている水自体の水質を測定したいと考えております。だから地点をプラスするような考え方をしています。

(委員) 特にこの水質調査地点の3、4というのは、かなり矢橋に近いところですので、県のデータを流用して使って、もう少し計画地のほうで充実させたほうが、アセスも結構いろいろお金掛かると思いますので。

あとで水理解析のモデルが使われて予測されるときに有用になるようなデータを充実させるほうが、解析の精度も上がるのではないかと感じました。

(委員) 今のご意見に対してどうされるのでしょうか。

(事業者) 現在は、先ほどご説明したようなことで考えていますが、そう言っていただけるのでしたら、少し検討したいと思います。もしよろしければ、逆に、水質はどのあたりを調べたほうが精度が上がるかをご指導いただければありがたいと思います。

(委員) 今回は工事期間は結構長いです。どこから始めるかにもよると思うのですが、まず手を付けていくところからの汚濁負荷というものを予測していくわけだと思う。下流は結局全体が改変したときの一定の影響を見ようとして、そこで評価してしまおうという考え方だと思うので、そういった考え方ではなく、その工事が長期間にわたるときに、これ(この工区)であれば最大となる時期というかたちで、例えば流域Bを造成したときの流量がどのぐらいに変わって、そのときにどのように十禅寺川に影響があるかということを見る。もしくは、この雨天時も2降雨というだけではなく、もう少しいろんなバラエティに富んだ降雨をしてみるというほうに、どちらかという、コストをかけたほうがいいのではないかなと思います。

(事業者) ありがとうございます。少し検討させていただきたいと思います。

(委員) それでは、ここで事業者への質疑は終わらせていただきたいと思います。

[休憩、その後、再開]

(委員) それでは再開します。

事務局からこれまでの審査経過、関係地域市長意見を踏まえて取りまとめました審査会意見(案)

について検討を進めたいと思います。それでは説明お願いいたします。

【事務局から、資料2-1～追加資料により、審査会意見（案）を説明】

（事務局）先ほどの前半部分の質疑において、審査会意見（案）に追加すべきと考えられることがありますので、口頭ではありますが、確認させていただきたいと思います。

もう一度、資料2-1のほうへお戻りいただきたいと思います。先ほど、事業地内にある水路について、その水辺景観や生態系保全の観点から、その保全について何か計画できないのかのご意見が何人かの委員からあったと思いますので、事業計画の部分に「事業実施によって整備される水路については、水辺景観、生態系保全の観点からも計画を検討すること」を追加いたします。

それから、水象・水質の部分で、〇〇委員と〇〇委員から調査ポイント等についてご指摘がありましたので11番を修正します。11番は、「事業実施区域が農地から宅地へ土地利用形態が大きく変化することについて、水質面からの影響評価を行うこと」ですが、この「水質面からの影響評価」というところを「事業地内においても調査ポイントを設定し、水質や水生生物についての調査、予測評価を行うこと」として文言を付け加えたいと思っております。

それから、〇〇委員から哺乳類の調査方法についてご意見がありましたので、16番を変更します。16番は、「哺乳類の現地調査については、哺乳類は目撃するチャンスが非常に少ないため、鳥類調査を実施するときに同時に確認する等により、精度を高めること」ですが、この「等」の前に、「ことや調査方法を工夫すること」ということを入れまして、「鳥類調査を実施するときに同時に確認することや調査方法を工夫すること等により、精度を高めること」として、調査方法の工夫ということを明示したいと思っております。

（委員）ありがとうございます。先ほどの事業者との質疑も踏まえて、追加、修正をしていただきました。

ただ今の説明につきまして、委員の皆さまからご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（委員）意見番号2です。「搬入土の汚染状況を確認すること」とあるのですが、「確認」でいいのでしょうか。もうちょっと具体的に調べるんだということをするのであれば、「調査すること」という言葉を選んだほうがいいと思いました。

13番です。「地震災害による液状化等の可能性について」という表現があるのですが、「地震災害」が引っ掛かります。「地震動」、現象だけでいいと思うんですね。「地震動による液状化等の可能性について」としたほうが的確ではないかと思います。

この2点。1点目、ちょっと主観的かもしれませんが、そのへん、他の方の意見もお聞きしたいと思いました。

（事務局）1つ目の汚染土の汚染状況の「確認」を「調査」にすべきということですけども、問題ないと思います。〇〇委員からのご意見でもありましたが、よろしゅうございますか。

（委員）〇〇委員が言われるとおり、「調査」で結構だと思います。

(事務局) 分かりました。では、「調査」に改めます。それから、13 番の地震災害は「地震動」に改めたいと思います。

(委員) 水路の件について、しつこく申し上げたい。文言が物足りない。現有の水路網をうまく活用して、いいまちづくりをせよというような文言に、つまり、表流水を潤いのあるまちづくりに供してくださいというような表現に変えていただきたい。そこをもう少し強調する文章に変えていただきたいというのが、まず1点です。

それと加えて、潤いのあるということにこだわっているのは事実ですが、こういう地域用水は防災用水としても使えますので、そういう観点からも可能なときは表面に出して使える工夫を町としてはすべきだという気持ちもあります。なので、単に潤いとか生態系だけの話ではなくて、地域用水としてももう少し活用する宅地計画に配慮せよというように強く言っていただきたいと思います。

ただ、これはアセスの問題ではないかもしれませんが、それが決まらないとアセスに行けないんです。結構大きな問題だと思います。

(事務局) 潤いのある水辺景観ですとか、用水の活用ですか。

(委員) はい。それも防災にというところが非常に強い。

液状化のことを追記されるのであれば、地震のときに水道がストップしたときに使える水をそこで確保する、当然の考え方ですね。

(事務局) ただし農業用水ですので、水のあるときとないときとがあると思います。防災用水への活用についての検討といった、水路の活用について少し工夫をして考えたいと思います。

(委員) お願いします。

(委員) それでは、今のご意見の趣旨をもう少し工夫して取り込むということによろしいですか。

(事務局) はい。

(委員) 交通の件です。南田山や狼川のところを使うというのは、工事用車両ではなくて供用後の話ですね。工事用車両はどこを通るのですか。そのアセスが抜けているのではないかと思ったのです。

(事務局) 工事用車両については片原の交差点から入れると、実施計画書に記載があります。

(委員) そちらのほうは、特に改めてアセスの追加する必要性はない問題ですか。

(事務局) そこに騒音・振動についてのポイントが置いてありますので、その面のアセスについては、考慮されていると思います。

(委員) 分かりました。

鳥類について、15番と17番は、どちらも鳥類なので一緒に書かれてはどうか。

それから、先ほど11番のところに、水生生物も一緒に書いていただいたのですが、どうなんですかね。水生生物の調査ポイントということを考えて、動物のほうにも似たような文章で、水質の話とは分けて書いておくほうが分かりやすいのではないかと思います。調査手法的にたぶんそうなると思いますので。「水生・湿生動植物」としていただければ幸いです。

(事務局) はい、分かりました。15番、17番は工夫しますのと、それから、水生生物については、動植物の調査手法のことについてですので、14・15・16番の並びのところで、水象・水質とは分けて書くようにしたいと思います。

(委員) 17番を15番にくっ付けて、17番に水生生物入れる。

(委員) 21番の文化財ですが、これは草津市の教育委員会との協議だけでいいのですか。県教委のほうはいいのですか。お確かめください。

もう一点、全く後で思い付いたので、素人の判断かもしれませんが、農地の土は全く搬出しないのですか、計画としては。

(事務局) そこは確認しますが、計画書を読む限りにおいては、搬出はしない計画となっています。

(委員) かなり有機物がたまっているところに、60cmぐらいの覆土をして、どれぐらいの年数が必要か知りませんが、メタン化する可能性が非常に高い。今まで、あちこちでそういうことやっているのでも問題ないと思うのですが、念のために、問題ないのなら「ない」というアセスはしっかりされておかれたほうがいいのではないかと思います。

農地の表土はやはり少し剥ぎますよね。

(事務局) すいません。事業者に少し説明させます。

(事業者) 表土のところは、多分地面から30cmぐらいの部分について、使えないものについては建設残土として、産業廃棄物として処理します。

(委員) そのことに全く触れてなかったんじゃないですか。

(事業者) 使えるかどうかという判定がまだですので、そこにはまだ触れていません。

(委員) だったら有機物のほうは、いいのかもしれない。一方で、その点はしっかりと(調査すること)。

(事業者) はい。

(委員) 30 cmほど表土を一面剥がれるということですか。水田は、ある程度水を張るという機能も持たせています。一般的には、粘土を使ったりして水漏れ、水の浸透を抑えるという構造にしているんですね。

先ほどの浸透しない流域が増大するという点に関して、地下水への涵養を確保するためには浸透も大事ということが出ていましたが、それとの関連で考えますと、浸透を抑えている水田の粘土を取るということは、涵養を確保するという点で言えばいいことなんですよ。そのへんのことも考慮しながら進められるといいと思います。

(委員) 粘土層まで剥がないと思います。

(事業者) 使えない部分を上からとります。

(委員) 使えないとはどういうことですか。

(事業者) シルト質なので柔らか過ぎて、宅地として向かない部分があります。

(占部会長) 建物の基礎は、結局粘土プラス 60 cm覆土をして、その上に建つわけですか。

(事業者) いいえ。表土をまず剥いで整形して、宅地のちゃんとした地盤になって、それで上に建てるようなかたちになります。

(委員) 盛土はどのベースから 60 cmですか。

(事業者) 一部切土の部分も黄色で前の資料に示しておりますが、全部を押しなべて平均して、盛土が大体 60 cmぐらい。あまり高盛土にならない部分を表現したかったのですが、今の使えない部分の土を取って土を入れて、結果 60 cmぐらいの盛土になるように計画しています。具体的には、そういう断面で準備書で明確にしていこうと思っています。

(委員) では、地盤的にもきちんと確保するのですか。

(事業者) もちろん、上に家が建つので、その支持力は大丈夫です。

(委員) そうすると、先ほどの産廃扱いのものが出るということに関しては、追加項目というのは要らないのですか。事業計画の2番意見で、今までは「外から入る膨大な量」としか表現がなかったですよ。

(事務局) 今の表土の件ですが、実施計画書の6-20ページに、「廃棄物等（建設工事に伴う副産物）」

ということで、表6-48の予測手法の表で、予測事項として、「工事に伴い発生する既存工作物の撤去、伐採樹木、建設産物等の影響」ということで、この中の「等」というところで読めるのかなというように思います。適切に処分していくというふうに思っています。

表土がどれぐらい発生するのか、それをどういうところに処分していくのかということ、準備書に書かれるとっております。

(委員) よろしいでしょうか。単純計算して、60 cm積むのに30 cm出すということは、今搬入量で計算している0.5倍の車両が出ていくということですね。だから、全然予測が狂ってくるんじゃないでしょうか。

(事務局) これから準備書をまとめるに当たって、その事業計画がきちっと決められることになるんですけども、そのときにどれだけの量が使えないか。30 cm全部一律ではないということですので、そのうちシルトでどうしても使えない部分がどれだけあるかは、これから調査をすることによって量が決まる。そこで、出す量についての廃棄物の運搬で、どれだけの台数が出ていくのかということも加味されて、実際に交通量予測なり、大気の予測なりがされるといふふうに考えていただけたらと思います。

(委員) この案では、項目的に廃棄物というのはいないですね。特に意見もなかったということなのでしょうけど。しかし、搬出土の場合も、最大という意味では予測が付かないということですが、結構な量になる可能性があるのでは、私は廃棄物という項目をつくったらどうか、後で大きい問題になりそうなことは、やはり項目出したほうがいいんじゃないかと思います。

ただ、その削り取ったものが廃棄物かどうかということなんですけど、それはどうなんですか。

(事務局) 土壌は、その建設に伴って出るということなので、廃棄物のように思いますけども、区分では土壌は廃棄物にはならない。言ってみれば土壌ですね。

(委員) それならば、事業計画の2番で、搬入土の並びで搬出土についても入れられたらいいんじゃないですかね。

(事務局) そうですね。事業計画の2のところ、搬入土の状況を確認することと書かれているので、そこに搬出土についても項目を入れさせていただこうと思います。文言は、工夫させていただきたいと思っています。

(委員) 関連して、実施計画書の16ページにスケジュールがあるのですが、表3-5です。ここに表土搬出、あるいは、造成用の土壌搬入のようにしっかり書かれていくほうが分かりやすい。この時期にいっぱいトラックが動きそうだとか、この時期からばいじんが出そうということがはっきり分かるので、一般造成などを書いていただくのも必要でしょうが、やはり大きなものの動きがはっきり分かるようなスケジュール表に書き直していただきたいと思います。

(事務局) 実施計画書は、もう既にこれで外に出ています。これに基づいて、準備書に向けての調査、予測していくということなので、事業者のほうで搬出土をスケジュールの中に入れて管理していただくというかたちになります。これは知事の意見というものではないというように思います。

ですので、準備書の中にはきちっと書かれることとなります。準備書の中では事業計画をもっと密に決めていただいて、その工事計画なり、供用計画なり、全てが出てきますので、ここのスケジュールの中に、搬出土についてはどうなのかということが書かれて、準備書、評価書、それに基づいて事業が実施されるわけです。

(委員) 今の記録にとどめておいてください。

(事務局) はい。

(委員) 他にいかがでしょうか。〇〇委員、先ほど意見案の修正が説明されましたが、いかがでしょうか。

(委員) そうですね。11番は、水生生物については動植物のところに移されましたので、水質のポイントは、その事業地の中できっちりと取るという方向での修正を事務局案に従ってやっていただければよろしいかと思えます。

(委員) 他にいかがでしょうか。それでは、ないということでもよろしいですか。

今後についてですけれども、審査会意見(案)を、先ほど修正、あるいは、追加していただきましたけど、その字句修正については会長にお任せいただくということで、よろしいでしょうか。

(一同) はい。

(委員) それでは、以上で審査会を終わらせていただきます。進行を事務局に返します。

(事務局) 長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

本日も審議いただきました案件についての今後の予定ですけれども、本日の審査を受けて、審査会意見(案)を修正させていただきたいと思えます。

それで、欠席しておられる委員にも確認いただきまして、最後、会長にご確認いただいた上で審査会意見とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

【終了】